

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定により、準都市計画区域を次のとおり指定します。

平成 21 年 7 月 1 日

佐賀県知事 古 川 康

1 準都市計画区域の名称

武雄準都市計画区域

2 準都市計画区域に含まれる土地の区域

武雄市北方町大字志久及び大字大崎の各一部並びに山内町大字犬走、大字鳥海、大字三間坂、大字宮野及び大字大野の各一部

（佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課及び武雄土木事務所に備え置く準都市計画区域図のとおり）